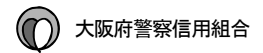


【商品概要説明書】



期 日 指 定 定 期

(令和7年5月1日現在)

商品名（愛称）		期日指定定期預金（期日指定定期）
販売対象		個人のお客さま
期 間		最長預入期間3年（据置期間1年） ※満期日は、預入日から1年後以降の日を自由にご指定いただけます。（満期日の指定は、払戻しの申出日とします。） なお、満期日のご指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。 ※原則として自動継続の取扱いとさせていただきます。この場合は、最長預入期限日に前回と同じ条件で自動的に継続されます。
預 入	預入方法	現金又は他口座からの振替によりお預け入れいただけます。
	預入金額	100円以上300万円未満
	預入単位	1円単位
払戻方法		元金は満期日以降、利息とともにお支払いいたします。 ※元金の一部について満期日をご指定いただく場合は、1万円以上の金額で指定してください。
利 息	適用金利	預入（継続）日に店頭に表示する金利を適用します。 ※原則、月の初めに見直します。預入利率（預入期間2年未満のときは「2年未満利率」、2年以上のときは「2年以上利率」）は満期日まで変わりません。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとの複利計算
	満期時利息の支払方法（自動継続扱いの場合）	次の2つからお選びいただけます。 ◎継続時にご指定の口座に自動入金する方法 ◎継続時に元金に組入れる方法
	期限後利息	満期日から解約（継続）日の前日までの日数について、解約（継続）日の普通預金利率により計算した利息をお支払します。
利子課税		20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%） ※マル優ご利用の場合は非課税 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
手数料		なし
リスクに関する事項		なし
付加できる特約事項		自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 ※貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率が適用されます。 マル優（障害者等を対象とする「少額非課税制度」）が利用できます。 ※マル優のご利用額は、他の預金等と合わせてお一人様350万円までです。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、下記の「期限前中途解約利率」（小数点第4位以下切捨てます。）により、預入日から解約日の前日までの日数について利息を計算し、元金とともにお支払いします。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。 [期限前中途解約利率] 6か月未満の場合 中途解約日の普通預金利率 6か月以上1年未満 約定利率（2年以上利率） × 40%
利率情報の入手方法		利率は店頭の金利表示ボードに表示されます。

苦情処理措置・紛争解決措置	[苦情処理措置] ご契約内容や商品に関する苦情等は、営業店又は業務部にお申し出ください。 【大阪府警察信用組合業務部】 ０６－６９４１－２００３ 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除きます。） 受付時間：午前９時～午後５時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://osaka-keishin.co.jp/ [紛争解決措置] 公益社団法人民間総合調停センター（電話：０６－６３６４－７６４４）又は東京弁護士会 紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当組合業務部又はしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから直接、民間総合調停センターや仲裁センター等にお申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京都以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。 ※移管調停、現地調停は、全国の弁護士会で実施しているものでありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除きます。） 受付時間：午前９時～午後５時 電 話：０３－３５６７－２４５６ 住 所：〒１０４－００３１ 東京都中央区京橋１－９－５
その他参考事項	お預け入れから１年経過後は、一部解約ができます。 この預金は、「期日指定定期預金規定」及び「自動継続期日指定定期預金規定」によりお取扱いたします。 なお、令和３年４月から「期日指定定期預金規定」による新規のお取扱いは、定期預金通帳式に限定しております。 この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。